

令和5年度 四国厚生支局管内確定給付企業年金監査時の指摘事項

区分	指摘事項
代議員及び理事に関する事項	監事について、書面上は監査を実施したことになっていたが、監事監査規程に定める適切な監査を実施していないことが確認されたので、監事は、監事監査規程に定める監査を適正かつ厳正に行うこと。
代議員及び理事に関する事項	代議員の選出について、選定代議員の数が事業主数の10分の1以上となっていないことが確認されたので、代議員の選出を法令及び規約等に基づき適正に行うこと。
代議員及び理事に関する事項	監査の実施計画について、理事長に通知されていないことが確認されたので、監事は、毎事業年度当初、当該事業年度の監査の回数、時期その他監査の実施に関する事項を定める監査の実施計画を立て、これを理事長に通知すること。
資産運用に関する事項	運用の基本方針を策定すること。
規約の変更に関する事項	資産管理運用機関等の名称に変更があった際は、規約の変更を行うこと。
規約の変更に関する事項	実施事業所の所在地に変更があった際は、規約の変更を行うこと。
事務管理に関する事項	基金原簿について、実施事業所及び役員の変遷を正確に記録すること。
事務管理に関する事項	公印は金庫にて厳正に保管すること。
個人情報の保護に関する事項	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。
個人情報の保護に関する事項	個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則等に規定すること。
個人情報の保護に関する事項	基幹系ネットワークと情報系ネットワークを物理的又は論理的に分離すること。
個人情報の保護に関する事項	個人情報漏えい時の体制について、報告先に四国厚生支局長を加えること。
業務状況の周知状況	業務概況を受給権者等へ周知するよう努めること。
業務状況の周知状況	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。